

和歌山県総合防除計画（案）概要

1. 計画作成の趣旨

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことから、県では同法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき、化学農薬のみに依存せず、農作物生産における指定有害動植物^{※1}の発生の予防に重きを置いた、総合防除^{※2}を広く農業者等に対して普及・推進を図り、安全・安心な本県産農産物の消費者への提供と安定生産の確保に資するため、本県において取り組む事項を定めるものです。

※1 有害動植物（農作物を害する虫、病原菌、雑草等）のうち、国内における分布が局地的でなく、または局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるものとして、農林水産大臣が指定するもの

※2 病虫害・雑草の発生増加を抑えるため、①予防（発生しにくい環境の整備）、②判断（病虫害発生予察情報等に基づく、防除要否及びタイミングの適切な判断）、③防除（化学農薬に限らない多様な手段による防除）の各段階において、適切な措置を総合的に講ずること

本県において従来から取り組んでいる I P M（総合的病虫害・雑草管理）の考え方と同様

2. 計画に定める主な事項

（1）総合防除の対象と内容

指定有害動植物（157 種）のうち 86 種及び県内で防除指導の必要な有害動植物 18 種の計 104 種について総合防除の具体的な内容を記載

〔内訳〕 水 稲：18 種
果 樹：7 品目 19 種
野菜・花き：13 品目 67 種

（2）異常発生時防除の内容及び実施体制

指定有害動植物が異常な水準で発生しており、急激なまん延を防止するため特に必要があると農林水産大臣が認めた場合に取り組む防除の内容及び実施体制を記載

（3）防除指導を行うための実施体制及び市町村、関係団体、農業者等との連携

効果的かつ効率的な有害動植物防除を推進するため、県関係機関、市町村、農業関連団体及び農業者の役割を記載

（4）その他必要な事項

- ・ 農薬の安全・適正使用
- ・ I P M（総合的病虫害・雑草管理）の実践